

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500352号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500091号

## 第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を7万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9 B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、7万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500353号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500092号

## 第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年9月17日、標準賞与額を7万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月

A社から平成16年9月に支払われた賞与について厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「H16.9 B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る「賞与等報酬記録表」により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、7万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「厚生年金保険料控除証明書」及び「賞与等報酬記録表」から、平成16年9月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料につ

いて納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500334号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500045号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和50年3月まで

前回、請求期間については、私の父親が昭和54年にA市役所の窓口でまとめて国民年金保険料を納付したと父親から聞いているので、調査の上、保険料の納付済期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成27年10月5日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、どうしても納得できない。前回の訂正請求では、請求期間の保険料はA市役所の窓口で納付したとしていたが、今回、母親から、父親がB銀行C支店(現在は、D銀行E支店)の係の人から、「今なら昭和49年4月から昭和50年3月までの国民年金保険料を納めることができる。」と聞き、昭和54年に同銀行C支店で請求期間の保険料を納付したと聞いたので、再度訂正請求した。

## 第3 判断の理由

請求者に係る訂正請求については、i) 請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は既に亡くなっており、その証言を得ることができない上、請求期間の保険料を納付したとする昭和54年の時点において、制度上、A市において請求期間の保険料を特例納付することはできないこと、ii) オンライン記録によると、請求期間当時、請求者と同居していた両親に係る請求期間の保険料も未納となっていること、iii) 請求者の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求期間の保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している上、同市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)においても、請求期間の保険料が納付され

ていたことをうかがわせる記載は見当たらないこと、iv) 請求者の父親の貯金通帳の写しに記載されている昭和 54 年の「国民年金・軽自動車税」及び「年金 8 件」の払戻金の合計額は、昭和 54 年度分の請求者及びその両親の保険料額並びに 1 年分の軽自動車税の合算額とおおむね一致しており、現年度分の保険料を当該払戻金により納付した可能性も否定できないことなどから、既に平成 27 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、その父親が請求期間の国民年金保険料を納付したとする場所は、A 市役所の窓口ではなく、B 銀行 C 支店であったと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

このことについて、D 銀行 E 支店に聴取したところ、請求期間当時の B 銀行 C 支店は、国庫金の受入れを行う日本銀行歳入代理店とはなっていなかったとしており、同銀行 C 支店において、請求者の主張する特例納付を行うことはできなかったものと考えられる。

そのほか、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500311号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500093号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年7月20日から昭和56年5月7日まで

私は、請求期間においてA社に正社員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社では厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における勤務状況等に関する記憶及び同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の関係資料は廃棄済みと回答している上、請求期間当時、A社から社会保険関係の事務手続を受託していたとする社会保険労務士も、当時の資料は廃棄済みとしていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間当時、A社で一緒に勤務していたとして請求者が名前を挙げた同僚も、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できる8人及び請求者が同僚として名前を挙げた1人の計9人に請求期間における厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、回答があった4人のうち1人は、「請求期間当時は入社後に見習期間があり、その後は社長の判断で厚生年金保険の加入の有無を決めていた。私も、A社には昭和54年7月頃から勤務していたが、厚生年金保険の加入時期は昭和55年7月になっている。」旨回



答しており、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間を含む昭和54年11月12日から昭和56年11月2日までの期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500346号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500094号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年4月18日から同年10月1日まで  
② 平成6年4月1日から同年8月10日まで

私は、A社が経営するB店に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①について、平成4年4月からB店が開店した同年9月頃までの期間は研修を受けながら開店準備に従事していたので、同年4月18日を厚生年金保険の被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私がB店に二度目に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のB店の開店当時に係る詳細な記憶、及びオンライン記録において、請求者と同様に平成4年10月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる16人のうち、所在が確認できた15人に対して照会したところ、同店舗に勤務していたとする9人の回答により、期間は特定できないものの、請求者は同年9月以前から同店舗に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求者に係る当時の資料を保管しておらず、

請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求期間①当時、A社において事務を担当していたとする同社の元取締役は、B店を開店するために採用した従業員について、「開店前は見習期間であり、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨回答している。

さらに、前述の照会においてB店に勤務していたとする9人のうち7人は、「自分もB店が開店するしばらく前から、研修のため同店舗に勤務していた。」旨回答しており、そのうち2人は、「当該店舗は平成4年9月に開店したが、自分が正社員として採用されたのは同年10月1日であった。」としており、当該2人のうち1人は、「自分は正社員採用と同時に厚生年金保険に加入していると思う。」旨回答している。

以上のことから、A社では、請求期間①当時、B店の開店のために採用した全ての従業員について、勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、当該期間のうち平成6年4月1日から同年8月1日までの期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求者に係る当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、請求期間②の前後を通じてA社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる29人のうち、所在が確認できた21人に請求者の勤務実態等について照会したところ、回答を得られた9人のうち、請求期間②当時、同社において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、B店に勤務していた従業員のうち店長、C職、事務及びD業務を行っていた者は正社員として厚生年金保険に加入していたが、パート従業員は雇用保険のみの加入であった。ただし、請求者を覚えていないので、請求者の勤務形態は分からない。」旨回答しており、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②を含む平成6年3月1日から同年9月1日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。